

「公共サービス改革法」付帯決議（国立大学法人関係）

1．衆議院付帯決議

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対する附帯決議
＜衆議院 行政改革に関する特別委員会 平成18年4月19日＞

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

（中略）

- 一 国立大学法人、文化芸術や科学技術については、独立行政法人とは別途の国立大学法人制度を創設した趣旨、長期的かつ継続的な観点に立った対応の重要性などを踏まえ、それぞれの業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応すること。

2．参議院付帯決議

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対する附帯決議
＜参議院 行政改革に関する特別委員会 平成18年5月25日＞

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を、文化芸術や科学技術の振興については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることをそれぞれ踏まえ、各業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従いつつ、慎重かつ適切に対応すること。